

令和3年度 第1回大井町都市計画審議会 概要（案）

日 時：令和3年3月22日（火）

午前10時～午前11時

場 所：大井町役場301会議室

出席者：法銭直樹委員、香川享子委員、菅谷学委員、中村義夫委員、清水豊司委員、鈴木磯美委員、山口政則委員代理辻本昭交通課長、笠間順委員

欠席者：藤澤憲吾委員、高橋美恵子委員

事務局：小田眞一町長、井上仲治副町長、米山祐司都市整備課長、内田豊都市整備課副主幹、石井友祐都市整備課主事、宇田川晶彦地域振興課長、平野潤地域振興課副課長

1 開 会

2 あいさつ

小田町長からあいさつ

3 委員紹介

委嘱状机上配布

会長選任

会長あいさつ

職務代理者選任

4 議 題

（1）大井都市計画道路3・4・2号金子開成和田河原線について（報告）

- ・事務局から大井都市計画道路 3・4・2号金子開成和田河原線に係る事業概要及び進捗状況（資料3-1、3-2）について説明。

【意見・質疑】

○説明会ではどのような質問が出たか。

⇒JR 工事による通学路や用水路に対する影響についての質問が多く挙がった。

（2）大井中央土地区画整理事業について（報告）

- ・事務局から大井中央土地区画整理事業に係る事業概要及び進捗状況（資料4）について説明。

【意見・質疑】

- 大井中央公園のオープン時期やオープンに関するイベント等はどうなるか。
⇒今月末までが工期となっているが、その後も芝生の養生期間が必要となるため、4月15日をプレオープンとし、その後芝生の養生期間を経て5月28日（土）にグランドオープンとなる。その際には、イベントも企画している。
- プレオープンからグランドオープンまでの期間は、芝生のエリアには入れないのか。
⇒そのように聞いている。

(3) いこいの村あしがら（本館）における都市計画法第34条第2号の運用について（報告）

- ・地域振興課より、いこいの村あしがら（本館）における都市計画法第32条第4号の運用（資料5）について説明。
- ・今後、（株）レスポンスエンジニアに運営権を移譲する。
- ・今までと同程度の内容で運営が行えるよう、運用基準を作成した。
- ・今後、グラウンド、プール等を含め、エリアを拡大して同様の基準を定めていく。

【意見・質疑】

- 現在の建物は、そのまま使うのか、建て直すのか。
⇒プロポーザルで運営者を決めたが、その際に本館・宿泊施設は現在のまま使用することとなっていた。
- サーフィン場は今の施設内に造るのか。
⇒別添1の野外ステージとテニスコートを活用して人口サーフィンプールを造っており、4月1日のオープンに向けて準備中。
- 人口サーフィンプールの汚水処理はどのようになるか。
⇒プール内で循環させるが、降雨の際は降雨分だけは既存の排水路を通して排水する。排水先には調整池を整備している。
- 民間による運営だが、万が一事業が上手くいかなかった場合、町では何らかの責任を取ったり、金銭の補償をするなどあるのか。
⇒人口サーフィンのエリアは民有地で有り、借地をしている。借地に関する契約の条件として、万が一運営会社が倒産した場合は撤去の補償について整理されている。基本的には、保証人が設定されている。

(4) その他

以 上